

八重瀬町・与那原町学校給食センター
整備・運営事業

落札者決定基準

令和 8 年 6 月 19 日

令和 8 年 8 月 7 日修正

八重瀬町・与那原町

本落札者決定基準は、八重瀬町及び与那原町（以下「2町」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、令和8年6月19日に特定事業として選定した「八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）についての募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を選定するに当たって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

最優秀提案の選定に当たっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業 PFI 事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

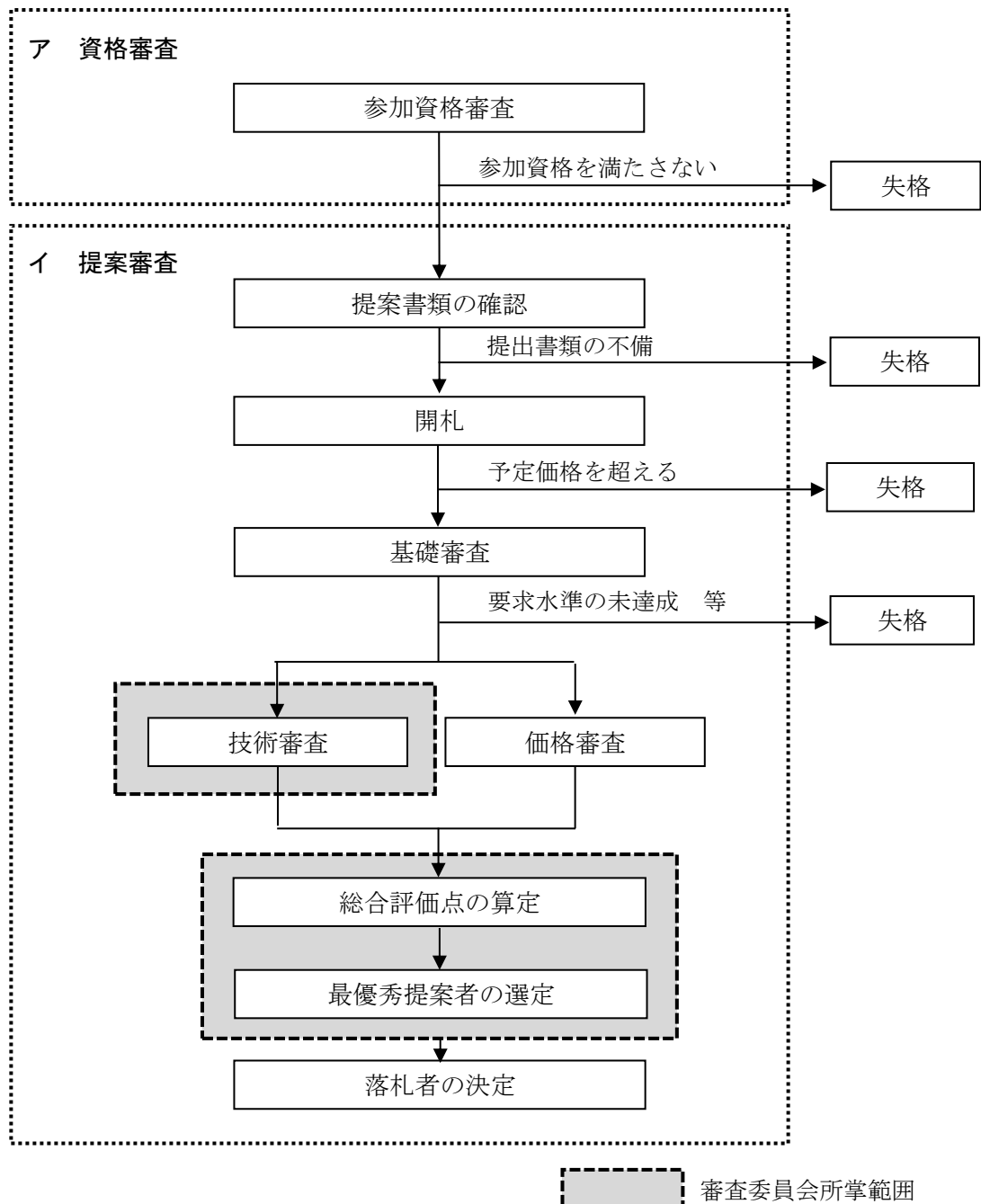
目次

第1 落札者決定の手順.....	1
1 落札者決定までの審査手順の概要.....	1
2 審査手順.....	2
(1) 資格審査.....	2
(2) 提案審査.....	2
第2 提案審査における点数化方法.....	3
1 提案審査の配点.....	3
2 技術審査の点数化方法.....	4
(1) 技術審査の項目及び配点.....	4
(2) 評価項目の採点基準.....	4
3 価格審査の点数化方法.....	4
別紙 技術審査における評価項目及び配点.....	5

第1 落札者決定の手順

1 落札者決定までの審査手順の概要

本事業における事業者の選定は、価格及びその他の条件により落札者を決定する総合評価一般競争入札方式に基づき、次の手順で実施する。



2 審査手順

(1) 資格審査

2 町は、入札参加者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果を代表企業に対して通知する。応募資格を満たさない場合は、失格とする。

(2) 提案審査

ア 提案書類の確認

2 町は、入札参加者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類が不備の場合は、失格とする。

イ 開札

2 町は、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

ウ 基礎審査

2 町は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目は、次のとおりである。

(ア) 要求水準書の要求水準に未達の無いこと。

(イ) 入札説明書及び様式集に示す提案書類の作成に関する条件について違反の無いこと。

エ 技術審査

審査委員会は、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。

オ 価格審査

2 町は、入札参加者から提出された入札書に記載された金額について、「3 価格審査の点数化方法」に基づき得点を付与する。

カ 最優秀提案者の選定

審査委員会は、技術審査により付与した点数と価格審査により付与した点数の和を総合評価点として算定し、総合評価点が最大となった提案者を最優秀提案者として選定する。ただし、総合評価点が同点の提案が複数ある時は、くじにより最優秀提案者を選定する。

キ 落札者の決定

2 町は、審査委員会の審査結果をもとに落札者を決定する。

第2 提案審査における点数化方法

1 提案審査の配点

提案審査は、応募書類等の確認後、技術審査及び価格審査により実施することとし、その配点及び点数化方法については、2 町が本事業に対して民間の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定したものである。

審査項目		配点
I 技術審査		850 点
	1 事業計画に関する提案 (70 点)	
	(1) 事業実施方針、実施体制、事業継続性	40 点
	(2) リスク管理の考え方	30 点
	2 施設整備に関する提案 (250 点)	
	(1) 施設整備に関する体制及びモニタリング	40 点
	(2) 敷地ゾーニング、諸室の配置計画及び動線計画	50 点
	(3) 施工計画	30 点
	(4) 構造計画、建築設備計画	30 点
	(5) 調理設備・機器の性能	40 点
	(6) L C C、環境負荷の低減	60 点
	3 維持管理に関する提案 (80 点)	
	(1) 維持管理体制及びモニタリング	20 点
	(2) 維持管理業務内容	30 点
	(3) 長期修繕計画策定	30 点
	4 運営に関する提案 (270 点)	
	(1) 運営体制及びモニタリング	50 点
	(2) 安全・安心な給食の提供	70 点
	(3) 衛生管理の徹底	60 点
	(4) 配送・回収計画	40 点
	(5) 光熱水費低減に向けた対応	50 点
	5 地域要件に関する提案 (150 点)	
	(1) 地域社会への貢献	10 点
	(2) 地域経済への貢献	140 点
	6 その他に関する提案 (30 点)	
	(1) 独自の提案	30 点
II 価格審査		150 点
合計 (I + II)		1,000 点

2 技術審査の点数化方法

(1) 技術審査の項目及び配点

技術審査の評価項目及び配点は、別紙「技術審査における評価項目及び配点」を参照すること。

(2) 評価項目の採点基準

技術審査は、別紙「技術審査における評価項目及び配点」に示す項目ごとに行い、次に示す 5 段階評価により得点を付与する。なお、技術審査項目のうち「5 地域要件に関する提案」については、別紙「技術審査における評価項目及び配点」を参照すること。

評価	判断基準	点数化方法
A	要求水準を大きく超え、具体的かつ優れた提案がある。	各項目の配点×1.00
B	要求水準を超える具体的な提案がある。	各項目の配点×0.75
C	要求水準を満たし、適切な提案がある。	各項目の配点×0.50
D	要求水準を満たしているものの、あまり優れているとは言い難い。	各項目の配点×0.25
E	要求水準を最低限満たしているものの、優れているとは言い難い。	各項目の配点×0.00

※「配点×掛け率」の結果は、小数点第三位を切り捨て、小数点第二位まで取り扱うこととする。

3 価格審査の点数化方法

価格審査については、以下の式により得られた値を価格審査点とする。価格審査点の計算にあたっては、小数点第三位を切り捨て、小数点第二位まで取り扱うこととする。

$\text{価格審査点} = 150 \text{ 点} \times (\text{予定価格} - \text{入札金額}) / (\text{予定価格} - \text{価格評価基準額※1})$
--

※1 価格評価基準額は予定価格の 85% (6,995,887,600 円 (税込)) とし、計算結果が 150 点を超える場合は、価格評価点は一律で 150 点とする。

別紙 技術審査における評価項目及び配点

1. 事業計画に関する提案

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
(1) 事業実施方針、実施体制、事業継続性	40 点	・ 2 町の考え方を理解し、学校給食運営におけるパートナーとしての取り組み姿勢、基本的な考え方が適切であるか。 ・ 2 町での事業であることを踏まえた業務の進め方、2 町との調整・連絡体制等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 業務全体の統括管理やマネジメント、セルフモニタリング方策等、事業実施体制と役割分担について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 各業務の受託者の破綻や、不測の事態の発生時においても、事業を継続できる方策又は仕組みが備えられているか。	6-1
(2) リスク管理の考え方	30 点	・ 本事業の特性を踏まえ、事業実施に係るリスクが丁寧に分析され、これを最小化するための効果的な対策が備えられているか。 ・ 事業者負担となっているリスクの内容、性質に応じて、事業者、代表企業、各構成員及び協力企業間のリスク分担が明確かつ適切になされているか。 ・ リスク顕在化時に、迅速な対応ができるような組織体制、意思決定手続き及び関係者間の協議の進め方が提案されているか。	6-2① 6-2②

2. 施設整備に関する提案

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
(1) 施設整備に関する体制及びモニタリング	40 点	- 設計・建設業務の適切性をセルフモニタリングする体制・手法について、各構成員及び協力企業の特徴、実績、関係性等を考慮した、具体的かつ優れた提案がなされているか。 2町による設計・施工に係る確認や、2町との連絡協議を効果的に実施するための方策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。	7-1
(2) 敷地ゾーニング、諸室の配置及び動線計画	50 点	- 学校給食センターが適切に機能するための配置計画となっており、運営計画に基づく具体的かつ優れた提案がなされているか。 - 学校給食センターが適切に機能するために、車両動線・歩行者動線等を踏まえた動線計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 - 衛生面や相互の関係性に配慮した一般エリア、汚染作業区域、非汚染作業区域、その他の区域のゾーニングについて、具体的かつ優れた提案がなされているか。 - 衛生面や作業の効率化に配慮した給食エリア内の諸室、調理設備機器等の配置について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 - 将来的なアレルギー対応食の調理実施を見据え、必要となる調理設備・機器の配置について、給食提供を中断せずに施工可能な搬入経路の確保を含め、運用面での効率性・安全性・柔軟性の観点から具体的かつ優れた提案がなされているか。 - 見学機能について、調理工程の見学が可能で食育に寄与する具体的かつ優れた提案がなされているか。	7-2
(3) 施工計画	30 点	- 工事の進め方について、実効性の高い工程計画、施工計画の提案がなされているか。 - 工事中の騒音、振動、臭気、粉塵、交通渋滞、その他建設工事に伴う近隣への影響を最小限に抑えるための工夫がなされているか。 - 工事期間中の安全性や工期の遵守、不測の事態が生じた場合の対応について、具体的かつ優れた提案がなされているか。	7-3
(4) 構造計画、建築設備計画	30 点	建築物の構造は、空間機能の最適化を図るための構造スパンや要素の合理的な配置、及び地盤特性を的確に踏まえた基礎構造の選定により、災害時の安全性確保や将来的なメンテナンス性まで見据えた、安全性・耐久性等を総合的に配慮した	7-4

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
		優れた提案がなされているか。 ・ 建築計画等と整合のとれた具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 各室の用途を踏まえ、衛生面、安全性及び快適性に配慮した換気、結露防止、空調設備について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 給食エリア内で発生する騒音や熱源使用機器周辺における熱負荷の低減と労務負担の軽減など、良好な作業環境づくりについて、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 配管等の見えにくい部分、高所作業（照明点検、窓清掃等）、機器の入替え等、メンテナンスのしやすさに配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。	
(5) 調理設備・機器の性能	40 点	・ 厨房設備の種類や台数の設定について、調理後2時間以内の喫食が可能となる計画となっているか。 ・ 清掃、洗浄・消毒時における衛生面に配慮した調理設備・機器の構造について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 調理作業の効率化や省人化に資する機能について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 調理設備・機器の安全性や故障時のリスク低減策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 調理設備・機器の省エネルギー性能、環境負荷低減に配慮した提案がなされているか。	7-5
(6) L C C、環境負荷の低減	60 点	・ 外観や内装に過度の装飾を施さないなど、日常の清掃、点検、保守作業等の維持管理業務における効率性及び経済性に配慮した提案がなされているか。 ・ 事業期間終了後までを見据えて、L C Cが低減されるよう工夫がなされているか。 ・ 脱炭素社会の実現（環境省）の政策等を踏まえ、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの利用等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 省資源、廃棄物減量及びその他環境負荷の低減について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 施設及び設備の耐久性、更新・交換の容易性、部材の標準化等により、長期的な	7-6

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
		維持管理コストの低減に資する提案がなされているか。	

3. 維持管理に関する提案

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
(1) 維持管理業務体制	20 点	・ 2町職員等との連絡体制や即応性に関し具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 維持管理業務のサービス水準を維持・改善するための体制及びモニタリング手法について、具体的かつ優れた提案がなされているか。	8-1
(2) 維持管理業務内容	30 点	・ 劣化等による危険・障害の未然防止のための方策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 給食業務に支障のないように建物、建築設備等の保守点検を行うための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 調理設備機器の故障等による運營業務に対する支障を最小限にするための具体的かつ優れた提案がなされているか。	8-2① 8-2②
(3) 長期修繕計画策定	30 点	・ 予防保全の考え方を基本にした長期修繕計画の策定にあたり、基本的な考え方や検討項目について、事業期間中の運用方法も見据えた上での具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 事業期間中における長期修繕計画に基づく建物、建築設備及び調理設備の更新を含めた効率的な修繕のあり方について、運營業務への影響に配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 事業期間終了時の本施設の水準について、継続して利用できる良好な状態である旨の判断基準や2町との協議内容等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。	8-3① 8-3②

4. 運営に関する提案

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
(1) 運営体制及びモニタリング	50 点	・ 運營業務における業務従業者の指揮命令系統及び2町との連絡体制が明確にされているか。 ・ 学校給食を安全、確実、効率的に調理できる人員の適切な配置について、具体的な提案がなされているか。 ・ 食材納入事故に伴う急な献立変更や食数変更等への協力体制について、優れた提案がなされているか。 ・ 運營業務のサービス水準を維持・改善するための体制及びモニタリング手法について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 運營業務における業務従業者に対し、衛生管理、危機管理、調理技術等に関する継続的な教育・研修体制が整備されているか。	9-1
(2) 安全・安心な給食の提供	70 点	・ 2町が作成する献立等に従い給食をおいしく、かつ衛生的、確実に調理するための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 個数又は量の間違い、配缶量間違い、誤配送、未配送等の防止について提案があるか。 ・ 供用開始時から円滑に給食調理を行うための具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 衛生面、使いやすさ、耐久性、温度管理に優れた運営備品が選定されているか。 ・ 食器や食缶等の更新基準及び回数は事業者のノウハウに基づき適切に計画されているか。 ・ 労働安全衛生上の問題を未然に防ぐ仕組みについて、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 栄養教諭及び学校栄養職員と連携した食育支援について独自の提案があるか。	9-2

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
(3) 衛生管理の徹底	60 点	・ 各種衛生基準・マニュアルに基づき、衛生管理を適正に行うための体制について、優れた提案がなされているか。 ・ 各工程における温度管理、二次汚染防止、異物混入防止対策について、事業者のノウハウに基づいた提案がなされているか。 ・ 連絡窓口の一元化等、緊急時の連絡体制について提案がなされているか。 ・ 食品衛生研修計画において、内容、頻度等について、優れた提案がなされているか。 ・ 食中毒や異物混入の事故発生時及び発生が疑われる際の対応について、迅速な対応がなされ、かつ事業者内部での情報伝達、2 町との連携等の対応について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 衛生管理に関する記録の確実な実施と、記録に基づく検証・改善の仕組みについて、具体的かつ優れた提案がなされているか。	9-3
(4) 配送・回収計画	40 点	・ 衛生面、安全性、確実性及び効率性に配慮し配送計画について、優れた提案がなされているか。 ・ 配送における緊急事態発生時の具体的対応等について、優れた提案がなされているか。 ・ 近隣住民の生活環境や交通安全に配慮した提案がなされているか。	9-4
(5) 光熱水費低減に向けた対応	50 点	・ 日々の運営業務における光熱水費削減に資するソフト面での対応について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 環境負荷に配慮しつつ、災害時への対応及びエネルギー資源価格の動向等を踏まえた上で、光熱水費等の抑制につながる導入効果の高い提案がなされているか。	9-5

5 地域要件に関する提案

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
(1) 地域社会への貢献			
(1-1) 八重瀬町民雇用の有無	4 点	設計・工事監理・建設業務に当たる者のうち、八重瀬町民（正社員）の雇用がある場合、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 配点×当該入札参加者の雇用者数 / 全ての入札参加者のうち最も多い雇用者数 ※雇用者数については令和 8 年 6 月 19 日時点で在籍する正社員とし、当該雇用者の本事業への関与有無は問わない。	10-1①
(1-2) 与那原町民雇用の有無	4 点	設計・工事監理・建設業務に当たる者のうち、与那原町民（正社員）の雇用がある場合、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 配点×当該入札参加者の雇用者数 / 全ての入札参加者のうち最も多い雇用者数 ※雇用者数については令和 8 年 6 月 19 日時点で在籍する正社員とし、当該雇用者の本事業への関与有無は問わない。	10-1①
(1-3) 地元雇用（障がい者の雇用を含む。）の促進について	2 点	本事業における地元雇用（障がい者の雇用を含む。）の促進について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ※障がい者の雇用形態は問わない。	10-1②
(2) 地域経済への貢献			
(2-1) 設計・工事監理業務における八重瀬町商工会会員の有無	5 点	設計・工事監理業務に当たる者のうち、八重瀬町商工会会員企業（特別会員を除く。）がある場合、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 0 社：0 点 / 1 社：2.5 点 / 2 社以上：5 点 ※入札説明書 P5 第 2 1 〇を参照のうえ地域経済の活性化に寄与すること。 ※2 町いずれも商工会会員の場合、(2-1) 又は (2-2) のいずれかのみ加点する。	10-2

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
(2-2)設計・工事監理業務における与那原町商工会会員の有無	5 点	設計・工事監理業務に当たる者のうち、与那原町商工会会員企業（特別会員を除く。）がある場合、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 0 社：0 点 / 1 社：2.5 点 / 2 社以上：5 点 ※入札説明書 P5 第 2 1 才を参照のうえ地域経済の活性化に寄与すること。 ※2 町いずれも商工会会員の場合、(2-1)又は(2-2)のいずれかのみ加点する。	10-2
(2-3)設計・工事監理業務における 2 町商工会会員への委託率	20 点	設計・工事監理業務に当たる者のうち、2 町商工会会員企業（特別会員を除く。）への委託金額に応じて、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 配点×（当該委託率 / 最も高い委託率） ※当該委託率とは、設計・工事監理業務費における 2 町商工会会員企業への委託金額/当該入札金額 ※最も高い委託率とは、当該委託率のうち最も高い割合のもの	10-2
(2-4)建設業務における複数の八重瀬町内企業の有無	15 点	建設業務に当たる者のうち、八重瀬町内に営業所を有する企業が複数ある場合、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 1 社：0 点 / 2 社：7.5 点 / 3 社以上：15 点 ※2 町内いずれも営業所を有する企業の場合、(2-4)又は(2-5)のいずれかのみ加点する。	10-2
(2-5)建設業務における複数の与那原町内企業の有無	15 点	建設業務に当たる者のうち、与那原町内に営業所を有する企業が複数ある場合、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 1 社：0 点 / 2 社：7.5 点 / 3 社以上：15 点 ※2 町内いずれも営業所を有する企業の場合、(2-4)又は(2-5)のいずれかのみ加点する。	10-2
(2-6)建設業務における 2 町内企業への請負率	20 点	建設業務に当たる者のうち、2 町内に営業所を有する企業への請負金額に応じて、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】	10-2

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
		配点×（当該請負率 / 最も高い請負率） ※当該請負率とは、建設業務費における2町内に営業所を有する企業への請負金額/当該入札金額 ※最も高い請負率とは、当該請負率のうち最も高い割合のもの	
(2-7) 建設業務における八重瀬町商工会会員の有無	30 点	建設業務に当たる者のうち、八重瀬町商工会に1年以上継続して加入している会員企業（特別会員を除く。）がある場合、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 0社：0点 / 1社：7.5点 / 2社：15点 / 3社以上：30点 ※2町内いずれも営業所を有する企業の場合、(2-7)又は(2-8)のいずれかのみ加点する。 ※入札説明書 P5 第2 1 才を参照のうえ地域経済の活性化に寄与すること。	10-2
(2-8) 建設業務における与那原町商工会会員の有無	30 点	建設業務に当たる者のうち、与那原町商工会に1年以上継続して加入している会員企業（特別会員を除く。）がある場合、以下の算定方法により定量的に評価する。 【算定方法】 0社：0点 / 1社：7.5点 / 2社：15点 / 3社以上：30点 ※2町内いずれも営業所を有する企業の場合、(2-7)又は(2-8)のいずれかのみ加点する。 ※入札説明書 P5 第2 1 才を参照のうえ地域経済の活性化に寄与すること。	10-2

※算出した得点の結果は、小数点第三位を切り捨て、小数点第二位まで取り扱うこととする。

6 その他に関する提案

評価項目	配点	評価の視点	様式番号
(1) 独自の提案	30 点	施設整備、維持管理及び運営に関して、事業者独自の提案があるか。なお、最大3案までの提案とする。	11